

## 12. 南丹市立図書館設置条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 127 号

(設置)

第 1 条 本市は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南丹市立中央図書館	南丹市園部町小桜町 63 番地
南丹市八木図書室	南丹市八木町八木東久保 29 番地 1
南丹市日吉図書室	南丹市日吉町保野田長通 24 番地
南丹市美山図書室	南丹市美山町島島台 51 番地

(職員)

第 3 条 図書館に、法第 13 条の規定により次の職員を置く。

館長 1 人

司書又は司書補 若干人

事務職員その他必要な職員 若干人

(利用者の秘密保持)

第 4 条 図書館の業務に従事する者は、図書の提供活動を通じて知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第 5 条 法第 14 条第 1 項の規定により、南丹市図書館協議会を置くことができる。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。